

利用期間：6月30日(木)宿泊分(7月1日チェックアウト分)まで延長します。
期間中にぜひご利用下さい！

あなたの旅が香川県を元気にします。



新うどん県泊まっかがわ割

STAY!

EAT!

ENJOY!

香川県・徳島県・愛媛県・高知県
山口県・鳥取県・岡山県・島根県
兵庫県・広島県在住者限定！

適用にはワクチン・検査パッケージが必須

予約・利用期間 **6月30日(木)**
(7月1日(金)チェックアウト分まで)

※今後、国の方針により制度が変更となる可能性がございます。詳しくは公式ホームページをご確認ください。

香川県内の旅行・宿泊代金

最大で5,000円割引！

さらに



土産物店、飲食店、観光施設等で
利用できる

**上限2,000円分の
「新かがわ割クーポン」を配付！**

＜利用条件について＞

助成を受けるためには、「ワクチン接種証明書(3回目)」又は「検査証明書(PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査)」における陰性証明を提示する必要があります。

利用時に本人確認書類(身分証明書)と合わせて以下のいずれかの提示をお願いします。(ただし同居する親等の監護者が同伴することを条件に12歳未満は提示不要です。)

- ①ワクチン接種証明書(3回目)
- ②検査証明書における陰性証明

※有効期限は、PCR検査・抗原定量検査は3日、抗原定性検査は1日です。

※検査証明書では、①受験者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限 が明記されている必要があります。

※詳しくは、公式ホームページをご確認ください。

☀ 新うどん県泊まっかがわ割とは？ 🌙

香川県内の旅行を対象に、旅行・宿泊代金の最大50%割引(上限5,000円/人泊、日帰りの場合は上限5,000円/人)と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる上限2,000円分の「新かがわ割クーポン」を配付するキャンペーンです。なお、本キャンペーンは観光庁の「地域観光事業支援」を活用しています。

クーポン取扱店舗について



このポスター
及びステッカー
が目印です

詳しくは下記ホームページでご確認ください

詳しくはホームページをチェック！

<https://www.new-kagawa-wari.com>

新うどん県泊まっかがわ割

検索



「新うどん県泊まっかがわ割」事務局

TEL:087-823-5011 EMAIL:kagawa-wari@bsec.jp FAX:087-823-5013
受付時間：10:00-17:00

「新うどん県泊まってかがわ割」について

対象者

香川県・徳島県・愛媛県・高知県
山口県・鳥取県・岡山県・島根県
兵庫県・広島県在住者

※予約の際に、「新うどん県泊まってかがわ割」希望であることをお伝えください。
利用料金をご精算いただく際に、利用額に応じて割引をさせていただきます。

予約・利用期間

6月30日(木)

(7月1日(金)チェックアウト分まで)

対象商品 参画宿泊施設及び参画旅行会社が
取扱う商品

割引内容

宿泊旅行商品:最大50%割引
(上限5,000円/人泊)

日帰り旅行商品:最大50%割引
(上限5,000円/人)

※参画宿泊施設及び参画旅行会社ごとに予算に達し次第終了となります。必ず
事前に参画宿泊施設及び参画旅行会社にご確認ください。
※香川県又は出発地の感染状況が、国が示す指標の「レベル3」以上、もしくは
「まん延防止等重点措置区域」となった場合は、事業を一時休止します。
※旅行を取りやめた場合に発生するキャンセル料等は、本事業ではお支払い
いたしかねますのでご了承ください。

「新かがわ割クーポン」について

県内の土産物店、飲食店、観光施設等で
利用できます。

「クーポン」は参画旅行会社では
旅行商品の購入時又はツアー催行時、
参画宿泊施設及びOTA(Online Travel Agent)
ではチェックイン時に旅行者に配付されます。

配付内容

旅行代金

○4,000円以上/人泊の場合
→2,000円分クーポン配布

○2,000円以上4,000円未満/人泊の場合
→1,000円分クーポン配布

○2,000円未満/人泊の場合
→クーポン配布無し

有効期間

宿泊旅行の場合:宿泊日とその翌日
日帰り旅行の場合:旅行当日

※有効期間内に限り利用できます。
※第三者への売買・譲渡・現金との交換は禁止します。
※クーポンの払戻しや交換、再発行は致しません。
※券面額以下の金額で利用しても、釣銭はできません。
※クーポンの不正利用の疑いがある場合は、発行者はその内容を調査し、
不正が認められた時には、その原因者に損害金を請求することがあります。

よくあるお問い合わせ

Q1 助成対象者であることをどのように証明すれば
いいのでしょうか？

A 宿泊施設チェックイン時または、旅行事業者での精算時等に
利用者全員の本人確認書類(免許証・保険証・マイナンバー
カード等)の提示が必要となります。

Q2 利用回数や制限はありますか？

A 期間中何度でもご利用頂けます。
ただし連続した宿泊は、2連泊が上限となります。

Q3 旅行者は、クーポン取扱店舗であるかどうかどのように
見分けるのでしょうか？

A クーポン取扱店舗では、ステッカーやポスターを掲示しています。
また公式HPにおいて、登録店舗一覧を掲載しています。

Q4 ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要か。

A 画像や写し(コピー)等の提示でも可能です。

Q5 複数泊の場合、ワクチン接種歴、検査結果通知書は
その都度取得し提示が必要か。

A 同じ宿泊施設に2泊以上する場合は、2泊目以降の提示は不要
です。宿泊施設を変えて複数泊する場合は、たとえ一連の旅行
であったとしてもチェックインの度に提示が必要です。なお、
旅行会社が実施する2泊以上のツアーの場合は、出発時に
確認がなされていればそれ以降の提示・確認は不要です。

Q6 ワクチン・検査パッケージの条件を満たさない場合とは具体的にどのようなものか。

A 検査結果が陽性、確認書類の持参忘れ(提示できない)、検査証明書の有効期限
が切れている(PCR検査・抗原定量検査は3日、抗原定性検査は1日)等があり
ます。いずれの場合も割引適用外となり、キャンセル料の負担もできません。

Q7 1グループ内(同一家族や団体旅行等)にワクチン・検査パッケージを満たす方と
満たさない方が混在した場合の取扱い。

A ワクチン・検査パッケージの要件を満たす方のみ助成を適用します。
また、検査証明書等の持参忘れの場合、後日提示は認められません。

Q8 中国・四国ブロック等の在住者が追加になることに伴い、
新かがわ割クーポンの利用範囲も隣県に広がるか。

A 新かがわ割クーポンの利用範囲はこれまで通り香川県内のみとなります。

Q9 複数県を周遊する宿泊旅行の取扱い。

A 国のQ&Aでは「宿泊場所の所在地を基準に判断」としており、例えば、2泊3日の
ツアーで、1泊目香川県宿泊、2泊目愛媛県の宿泊の場合は、1泊目に関しては、
香川県の割引を適用し、2泊目は愛媛県の割引を適用する。(両県の割引の重複
は不可)

Q10 複数県を周遊する日帰り旅行の取扱い。

A 国のQ&Aでは、「主な旅行先の所在地を基準に判断」としているが、主な旅行先の
定義が示されておらず、主な旅行先の判断が難しいため、対象外とします。

※詳しくは、公式ホームページ中の旅行者マニュアル及びQ&Aをご確認ください。